

店舗販売業・配置販売業・卸売販売業の添付書類等について

変更事項 事後：変更事由から30日以内 事前：変更事由発生前		店舗販売業	配置販売業	既存 配置販売業	卸売販売業	提出種類
事前	店舗、営業所の名称	○	－	－	－	・添付書類なし ・許可証を書き換える場合は別途書換え交付申請が必要
	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	○	－	－	－	・添付書類なし
	特定販売の実施の有無 特定販売に係る事項 (第百三十九条第四項各号に掲げる事項) (※1)	○	－	－	－	【特定販売の実施をやめる場合】 ・添付書類なし 【新たに特定販売を行おうとする場合・内容の変更】 ・参考様式2－4 (※2)
事後	販売業者の氏名（販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所（※3）	○	○	－	○	・法人の場合 登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）、診断書（※4） ・個人の場合（氏名変更の場合） 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明（6ヶ月以内に発行されたもの）
	販売業者の氏名（販売業者が法人であるときは、業務を行う役員の氏名を含む。）又は住所（※3）	－	－	○	－	・登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの） ・組織図 ・診断書又は疎明書
	店舗、営業所の構造設備の主要部分 工事（変更）前に、管轄保健所へ御相談ください。	○	－	－	○	・構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面
	営業の区域	－	○	○	－	・添付書類なし
	通常の営業日及び営業時間	○	○	－	－	・添付書類なし
	(区域) 管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	【管理者の交代】 (管理者が薬剤師の場合) ・雇用契約書の写し、使用関係を証する書類（※5） ・資格を証する書類 (登録販売者が管理者の場合) ・雇用契約書の写し、使用関係を証する書類（※5） ・資格を証する書類 ・管理者の資格を証する書類（業務経験等証明書等） 【管理者の氏名（同一人物）又は住所の変更】 ・公的書類（運転免許証等）の提示
	(区域) 管理者及び管理者以外の薬剤師・登録販売者の週あたりの勤務時間の週あたりの勤務時間	○	○	○	－	・添付書類なし
	(区域) 管理者以外の薬剤師・登録販売者氏名	○	○	－	－	【薬剤師等の交代】 ・雇用契約書の写し、使用関係を証する書類（※5） ・資格を証する書類 【薬剤師等（同一人物）の氏名又は住所の変更】 ・公的書類（戸籍謄（抄）本等）の提示
	配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者	－	－	○	－	【個人の場合】 必要な知識経験を有することを証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書（※6） ・診断書又は疎明書（※6） ・必要な知識経験を有することを証する書類
	放射性医薬品の種類	－	－	－	○	・添付書類なし
	販売し又は授与する医薬品の区分	○	○	－	－	・添付書類なし（ただし、特定販売を行う医薬品の区分のみを変更する場合は参考様式1-4（※2）が必要）
	卸の種類（例：小規模卸→サンプル） 事前に管轄保健所へ御相談ください。	－	－	－	○	・原則添付書類なし。構造設備等が変更になる場合は、構造設備の変更内容（変更前後）が確認できる図面 ・許可証を書き換える場合は別途書換え交付申請が必要
	店舗、区域、営業所において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類	○	○	○	○	・添付書類なし
	店舗、営業所の名称	－	－	－	○	・添付書類なし（許可証を書き換える場合は別途書換え交付申請が必要）
	相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	－	○	－	○	・添付書類なし

※1 第百三十九条第四項各号に掲げる事項

- ・特定販売を行う際の通信手段
- ・特定販売を行う医薬品の区分
- ・特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間
- ・特定販売の広告に正式名称と異なる名称を表示する場合はその名称
- ・主たるホームページアドレス
- ・主たるホームページの構成の概要
- ・特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

※ 2 県のホームページを御確認ください。

トップ > 県政情報 > 各種申請・手続き・補助金 > 申請書ダウンロード > 組織別一覧 > 【薬務対策室】申請書等一覧 > 販売業 > 店舗販売業
許可申請書（様式第七十六）

URL： <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/yakumutaisaku/kense/shinse-todokede/20240228150416.html>

※ 3 販売業者が変更になる場合は、新規の許可を取得する必要がありますので、ご注意ください。

個人→別個人 個人→法人 法人→別法人 など

※ 4 責任役員は、医薬品医療機器等法第5条第三号イ〜トに該当しないこと。精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができないおそれがある者である場合は、診断書の添付が必要です。

※ 5 店舗販売業及び配置販売業：新たな管理者やその薬局に従事する薬剤師・登録販売者が、代表取締役など使用関係がない場合には、不要です。

卸売販売業：新たな営業所管理者が代表取締役など使用関係がない場合には、不要です。

※ 6 販売業者が法人の場合は、新たに資格者になる者について、医師の診断書に代えて申請者がその者について「精神機能の障害により欠格事由に該当する者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者でない」ことを疎明した書類を提出すれば診断書は不要。また、新たな資格者が既に業務を行う役員として届出をしている場合には省略可能。

（注意）

・店舗及び営業所を移転する場合は、新規の許可が必要です。

・既存配置販売業は、取扱い品目を変更する場合は、変更許可申請が必要です。

・原本確認を要する添付書類については、県ホームページ「窓口での申請等手続きの取扱いについて」を御確認ください。

トップ > 県政情報 > 各種申請・手続き・補助金 > 申請書ダウンロード > 組織別一覧 > 【薬務対策室】申請書等一覧 > 窓口での申請等手続きの取扱いについて

URL： <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/yakumutaisaku/kense/shinse-todokede/20260309105940.html>